

令和 7 年度 蟹江北中学校いじめ防止基本方針

1 目的

- ・ いじめは人権を侵害する行為であることを生徒に認識させ、他者を思いやる気持ちを育てる。
- ・ すべての生徒がいじめの不安や苦痛にさいなまれることなく、平穏に安心して学校生活を営むことができるよう、いじめの防止及び解消について組織的に取り組む。

2 組織

いじめ・不登校対策委員会

校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、学年生徒指導担当、学年相談部会担当、スクールカウンセラー

3 いじめ防止の基本事項

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、ある生徒に対して、一定の人的関係にある他の生徒が行う、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（平成25年9月28日施行「いじめ防止推進法」より）

(2) 教職員の意識

- ① 「未然防止」・「早期発見」・「早期対応」を常に意識する。
- ② 「迅速・誠実・丁寧」に「報告・連絡・相談」を、お互いに確認し合う。
- ③ 被害者への支援、加害者への指導はもちろん、「傍観者」や「観衆者」が、「仲裁者」になるよう、育成助言・監督に努める。

(3) 未然防止

- ① 安心、安全な学校づくりに努める。
- ② 規律正しい態度で学校生活を送れる学校づくりに努める。
- ③ 自己肯定感を高める指導
ア 学校行事や部活動などの活動では個々に役割を持たせ、生徒をプラス評価する場面を増やす。
イ 学級内で個々に仕事を任せ、評価することで、集団への所属感を味わわせる。褒める指導を基本にし、叱った場合は必ずその生徒のその後の変容を見届け評価する。
- ④ すべての生徒が学ぶ、学び合いの授業作りに努める。

(4) 早期発見の基本

- ① いじめアンケートと教育相談
年間3回（5月10月1月）「生活アンケート」を実施し、教育相談を行う。また、四役への回覧を行う。
- ② 全職員での情報交換の会
いじめ・不登校対策委員会をもとに、学期に1度、いじめを含めた生徒指導について全職員での情報交換の会を行う。
- ③ 朝のSTで、いつもと様子が違ったり、ふさぎ込んだりしている生徒がいらないかなどに気をつけて、生徒の表情・態度をよく観察し、必要に応じてよく話を聴く。
- ④ 休み時間に1人でいたりグループでの活動を嫌がったりする生徒がいらないかなど、孤立しがちな生徒をよく把握する。
- ⑤ 部活動、委員会活動等、あらゆる場面での様子の変化を指導にあたる教員が気をつけて観察し、必要に応じてよく話を聴いたり、学年と情報共有したりする。
- ⑥ 養護教諭、スクールカウンセラーが受けた相談内容でいじめに関わる情報を速やかに共有する。

(5) 早期対応の基本（重大事態含む）

- ① いじめの発見（発覚）
いじめの行為が、いつ、誰から、どのような態様であったか等の事実関係を可能な限り明確にする。
- ② 調査・聞き取り
いじめられた生徒から十分に調査するとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。この際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査実施に留意する。

③ 調査結果

調査結果は、校内組織で共有するだけでなく、町教育委員会へ報告し、以後の対応策について協議するとともに、当該保護者への説明責任を果たす。

④ 事案の緊急性・重大性を踏まえ、出席停止措置の活用や、いじめられた生徒またはその保護者が希望する場合には、弾力的な対応について町教育委員会と検討する。

⑤ 事後対応

「いじめは決して許されないことであり、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめと同様に許されない」等についての指導を再確認し、「いじめを許さない学級・学年・学校づくり」に向けて取り組んでいけるように指導する。

4 重大事態の対応について

(1) 重大事態とは

- ・ いじめにより、「生命・心身・財産に重大な被害」が生じた場合。
- ・ いじめにより、相当期間、学校を欠席した場合。

(2) 重大事態の対応

① 重大事態の発生

※ 速やかに全職員へ周知する。（意識の温度差、行動のばらつきをなくす）



② 町教委に、重大事態の発生を報告する。

※ 町教委が調査の主体を判断する。



③ 町教委から、調査についての指導が学校に入り、学校が調査を実施する。

※ マスコミ対応が予想される場合、窓口を決定する。（町教育委員会、教頭等）



④ 学校が、重大事態の調査組織を設置する。

※ 「いじめ・不登校対策委員会」を調査組織とする。

※ 組織の構成については、外部から「町教育委員会」に依頼し、当該調査の公平性中立性を確保する。



⑤ 事実関係を明確にするための調査を実施する。

※ 憶測、過去のできごとによる思い込みはしない。

※ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

※ 迅速・誠実・丁寧に対応する。



⑥ いじめを受けた生徒およびその保護者に、情報提供する。

※ 迅速・誠実・丁寧に事実を伝える姿勢で対応する。

※ 個人情報に十分配慮する。

※ 対応後も、引き続き経過観察し、連絡を取り合う。



⑦ 調査結果を町教育委員会に連絡する。

※ 迅速・明確に事実を伝える。

※ 状況により臨時保護者会の開催を検討する。



⑧ 調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

※ PDCA を意識し、修正改善する。

※ 再発防止に向けた取り組みを再検討し、実施する。